GNU GPL入門

2020年1月25日 NEC OSS推進センター・姉崎章博

ライセンスは 契約ではない

「ライセンサーとライセンシーとの契約」?

それは「ライセンス」ではなく「ライセンス契約」。

商用ソフトウェアのソフトウェアライセンスの

EULA: End User License Agreement は

ライセンスについての合意、つまり、ライセンス契約。

"Licenses are not contracts" by Eben Moglen 10 September 2001 https://www.gnu.org/philosophy/enforcing-gpl.html

©NEC Compration 2019 Oss License Orchestrating a brighter world NEC GPLは、何を許諾・許可しているのか?

GPLv2 第3条 http://www.opensource.jp/gpl/gpl,ja.html Linuxの場合。

3. あなたは上記第1条および2条の条件に従い、 許諾条件1(BSDL*4854+

『プログラム』(あるいは第2条における派生物)をオブジェクトコードないし

実行形式で複製または頒布することができる。許諾内容

。その場合あなたは以下のうちどれか1つを実施しなければならない a)著作物に、『プログラム』に対応した完全かつ機械で読み取り可能

b)著作物に、(+%)ソースコードを、(+*)提供する旨述べた少なくとも3年

なソースコードを添付する。(+%)

%BSDL:Berkeley Software Distribution License

許諾条件を満たさないと、どの法律違反になるのか?

すでに出ているが、著作権法。

間は有効な書面になった申し出を添える。(以下場場)

GPLには、こう直接的に記載されていないので、わかっていない人が多い

ほとんどの自由ソフトウェアのライセンスは、

著作権法に基づいている

Most free software licenses are based on copyright law http://www.gnu.org/philosophy/no-ip-ethos.html

ほとんどの自由ソフトウェアのライセンスは、

著作権を元にしています。

Most free software licenses are based on copyright https://www.gnu.org/philosophy/free-sw.html

Orchestrating a brighter world

未来に向かい、人が生きる、豊かに生きるために欠かせないもの。 それは「安全」「安心」「効率」「公平」という価値が実現された社会です。 NECは、ネットワーク技術とコンピューティング技術をあわせ持つ 類のないインテグレーターとしてリーダーシップを発揮し、 単越した技術とさまざまな知見やアイデアを融合することで、 世界の国々や地域の人々と協奏しながら、 明るく希望に満ちた暮らしと社会を実現し、未来につなげていきます。

そもそも、ライセンスとは

a licence is a unilateral permission, not an obligation, ライセンスは、一方的な許諾であり、義務ではない

Transcript of Eben Moglen at the 3nd international GPLv3 conference: 22nd June 2006



https://fsfe.org/campaigns/gplv3/barcelona-moglen-transcript.en.html ・ ユスティニアヌス法典(ローマ法大金)の法学提要(the Institutes of Justinian)記載用語

ライセンス(license)はラテン語で**許可**もしくは**同意**といった意味を表す "licentia"という言葉が起源とされる。

17世紀後半には英国の判決で、ライセンスとは、なんら財産や利益 の移転や財産の移転・変更をせずに、ライセンスが行わなければ違法 になる行為を 合法にすることであるとの定義が現れる。

全子宏直 Section 1 ライセンス網論『ビジネス法務大系』 ライセンス契約1 日本評論と

OSS License Checked! (Orthestrating

ಕ್ಸ GPLだけで、**自由**に使えているわけじゃない

Linuxが流行って、GPLとか意識する以前から、

UNIXにSambaで共有フォルダを作成したり、

Apacheで社外Webサーバを立ち上げていた。

これは、何もしていなかったから、

GPL違反、Apacheライセンス違反だったのか?

GPLの目的: 著作権を活用して、何をしたいのか?

よく聞く都市伝説

- ●企業のプログラムをソース公開させたい
- ●プログラムは何の制約も無い自由であるべきだ
- ●ソフトウェアの自由を保証する

白己紹介

NEC OSS推進センター所属・姉崎章博

□元、汎用機ACOSの通信管理、OSIの標準化、実装に関わる

■ IA-64 Linuxの実装、Linuxの普及に関わる

FIA-64 Linux on 16-Wayサー/ (AzusA I Linux Conference 2000 Fall)

OSSライセンスの解説に取り組む2006~

■ 2008年から、OSSライセンスのコンサルをビジネスに ●@IT連載記事「企業技術者のためのOSSライセンス入門」執筆

OSSライセンス入門 京立に はかんゆうているり りょうしょう 南川 この連載では、企業がオーブンソースソフトウェアとう家(付きを い、進かにしていくために最短限必要なフィセンス上の知識を 時間、手生、「保養期」

●OSC講演が専門記事では驚異的な386はてブを記録

著作権情報センター。※第9回著作権・著作隣接権 論文 佳作入選

「OSSライセンスとは~著作権法を権原とした解釈」 「著作権」の専門の先生方にも一定の評価をいただいた

StallmankがGPLを契約法に基づかせない正当な2つの理由

Don't Let 'Intellectual Property' Twist Your Ethos http://www.gnu.org/philosophy/no-ip-ethos.html

by Richard M. Stallman Copyright law is much more uniform among countries than contract law, which is 著作権法は、国家間で、契約法や他のありうる選択より、 非常に**均質**である。

vithout getting his signature first would be forbidden. What a pain in the neck! 契約法を使わないもう一つの理由は、コピーを提供する前 に、契約への正式な同意を得ることを、あらゆる頒布者に 要求するから。彼のサインをもらうことなく誰かに CDを渡すことは、禁じられている。 **うんざりする!**

GPLが無くたって、自由に実行はできる-違反ではない (使用許諾契約書などの)制約なく、 GPLの条件を満たせば バイナリが公開されたら 複製または頒布できる。 自由に実行でき、 つまり、 ソースが公開されたなら



GPLの目的: GPLv2の前文

■ GNU General Public Licenseは、

●あなたがフリーソフトウェアを共有したり変更したり する自由を保証する一すなわち、ソフトウェアがその ユーザすべてにとってフリーであることを保証するこ とを目的としています。

> 「保証することを目的としてい」るが、 保証しているわけではない、かも…なぜなら

●あなたがフリーソフトウェアの複製物を頒布する自由 を保証するよう設計されています

結果として「保証するよう設計されています」と読める

GNU GPL グニュー ジーピーエル

GNU General Public License

グニュー ジェネラル パブリック ライセンス

■GNU projectで開発公開するプログラムのライセンスの一つ

•GNUソフトヴェア: GNU Emacs, GCC, gdb, …

■多くの他の開発プロジェクトでも利用

●Linuxカーネル、Samba、MySQL、WordPress、…

作った人たちが「GPLは契約ではない」

と、言っているのに、

GPLを契約と扱って、 妥当な扱いが出来るわけが無い。

にもかかわらず、あるIPA報告書(2009年)では、

『「GPLは契約ではなくライセンスである」と いったことは一切述べていない』などと事実誤認 の上で記述されている。

「契約ではない」なら、やらなくてよいのか? 許諾条件(BSDL相当+a、ソース開示)を満たさなければ、 「複製または頒布」が許諾(ライセンス)されないだけ。

「ライセンスが行わなければ違法になる行為を合法にすること

なのだから、やらなければ 違法行為(法律違反)になる。

GPLが無ければ、再頒布は違法行為

ソフトを自由にするルールとGPLを誤解している人は この道理をわかっていない。

「契約でなければ、法律違反は気にしない」のは、 根本的に、おかしい。

で、保証しようとしている「自由」は

フリーソフトウェアを共有したり変更したりする 自由

フリーソフトウェアの複製物を**頒布する自由**

※なお、最近(数年前)のGNUサイトでは、

「フリーソフトウェア」は「自由ソフトウェア」と表現 「フリーソフト」との混乱・誤用を避けるためか。







あるプログラムが自由ソフトウェアであるとは、

そのアルフルル利用者が、以下の4つの必須の自由を有するときです 0.どんな目的に対しても、

プログラムを望むままに実行する自由

- 1.プログラムがどのように動作しているか研究し、
- 必要に応じて改造する自由
- 2. 身近な人を助けられるよう、コピーを**再頒布**する自由
- 3. 改変した版を他に頒布する自由

BSDやApacheのプログラムにこれらの自由はないですか?

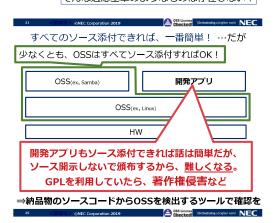
ONEC Corporation 2019 日本 Checker Comparation 2019 日本 Checker Checker

コピーレフトはコピーライトの逆の意味

著作権に反対しているかと、著作権を逆手に取ったとか コピーレフトはコピーライトが残っているという意味 そんなことGNUは言っていない

コピーレフトの概念のライセンスへの適用状況に応じて コピーレフト型、準コピーレフト型、非コピーレフト型 の3つに分類(IPAの報告書での分類)

そんな適応基準のようなものは存在しない!



BSDのプログラムも自由ソフトウェア



さて、

こんなGPLの表現を見かけますよね…

改変するとソース公開の義務が発生するとか

TUSIK 改変にかかわらず、ソース開示が頒布の条件

ぁと、GPLのライブラリをリンクすると

アプリもGPLになるとか

これは?(次ページで補足)



BSDライセンスで問題とストールマンが思った事



不便なプログラムを修正する能力があっても、 ソースコードが無ければ改善できない。 結果、不便なプログラムの利用を強いられる。

■ BSDLでは再頒布の際に自由でなくなる事も

ウィキペディアのGPLのライブラリの説明

https://ja.wikipedia.org/wiki/GNU_General_Public_License ライブラリ

…、次のようないくつかの**異なる見解が存在する**。

見解1: プロプライエタリ・ソフトウェアを

動的リンク、静的リンクすることはGPLに違反する

見解2: プロプライエタリ・ソフトウェアを

静的リンクすることはGPLに違反するが、

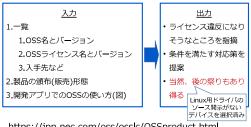
動的リンクに関しては不明瞭

見解3: リンクは無関係である

GNEC Corporation 2019 © Checked | Arraserating a brighter world | NEC

क्षानराज OSSとライセンスは判明した。で、何をすれば? という、自らの理解が不安な方のために

■製品個別・対策支援アドバイス・サービス



https://jpn.nec.com/oss/osslc/OSSproduct.html

SEC Corporation 2019 SS Licenset Orthography & Orthography & brighter world NEC

ソースが無くて改変できない事態を避けるために

■再頒布の条件にソース開示の条件を加える

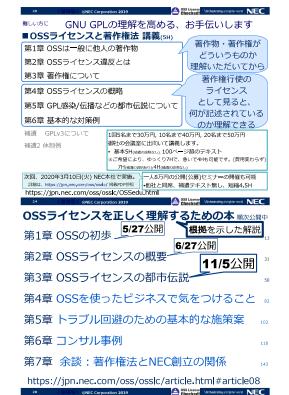
GNU Emacs General Public License

後にこの手法(method)の愛称を「コピーレフト」とした。 GNU Emacs以外のプログラムでも使えるように汎用化 GNU General Public License

決して、コピーレフトという概念があって、

ソース開示も求めたわけではない!

「コピーレフトという概念が重要」と語られる内容には注意



Orchestrating a brighter world



https://jpn.nec.com/oss/osslc/